**大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金（燃料費）交付要綱**

（目的）

第１条　知事は、大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金交付規則（令和４年大阪府規則第64号。以下「規則」という。）第13条に基づき、大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金（燃料費）の交付に関し、必要な事項を定める。

（補助対象事業者）

第２条　この要綱に基づく補助を申請することができる者は別表に掲げる「第１期」の補助対象期間において、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を経営する者（定期観光運送（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。以下「路線バス事業者」という。）又は道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）とし、「第２期」の補助対象期間において、路線バス事業者とする。ただし、廃業・死亡等により、第５条に規定する交付決定通知までに当該事業を継続できなくなった事業者を除く。

２　規則第２条第１号に規定する知事が別に定める日は、補助金交付申請日とする。

３　規則第２条第３号に定める国又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するもののうち、知事が別に定めるものは、国土交通省の実施するタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業又は本補助金と目的もしくは補助対象として燃料費を算定した期間が異なる事業とする。

（補助金の交付の申請等）

第３条　規則第４条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。

２　規則第４条ただし書きにより知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、路線バス事業者においては、規則第３条第２項第１号ただし書に規定される旅客の運賃の改定を行った場合の補助金の額について、知事が別に定める調書により算出することとし、当該調書を併せて提出するものとする。

一　「第１期」の交付申請に係る書類は次に掲げるとおりとする。

（１）補助金交付申請書（様式第１号）

（２）対象車両一覧（様式第１-２号）

（３）誓約・同意書（様式第２号）

（４）暴力団等審査情報（様式第３号）

（５）その他、知事が必要と認める書類

二　「第２期」の交付申請に係る書類は次に掲げるとおりとする。ただし、「第２期」の交付の申請をする補助対象事業者のうち、「第１期」の交付の申請を行ったものが申請する場合にあって、申請内容に変更がないときは、（７）から（９）の提出は不要とする。

（６）補助金交付申請書（第２期用）（様式第７号）

（７）対象車両一覧（第２期用）（様式第７-２号）

（８）誓約・同意書（第２期用）（様式第８号）

（９）暴力団等審査情報（第２期用）（様式第９号）

（10）その他、知事が必要と認める書類

３　規則第４条に定める交付申請期日は、前項（５）及び（10）に定める書類を除き、別表のとおりとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日以前の通信日付印が押印されているものは有効とする。

４　申請書類は返却しないものとする。

（補助金の交付）

第４条　前条第３項の規定にかかわらず、知事は、「第１期」の交付申請を行っていない補助対象事業者が「第２期」の交付申請にあたり、「第１期」分の交付申請を合わせて行う意思表示をした場合には、「第１期」分についても合わせて交付できるものとする。

２　知事は、規則第６条第１項又は第２項に規定する交付の決定をしたときは、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の決定の通知）

第５条　規則第７条の補助金の交付の決定の通知は、事業者への補助金の入金をもって行うものとする。

２　知事は、規則第７条に基づき補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

３　前項の規定による通知は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うことができるものとする。

（交付の決定の取消し）

第６条　知事は、補助金の交付の決定を受けた者が規則第９条に該当するとき又は本要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第４条の申請を行った者が、規則第６条の補助金の交付の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、補助金申請取下書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第８条　規則第７条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者が、規則第２条又は本要綱に定める要件を満たしていないことが明らかとなったときは、補助金交付要件欠如届出書（様式第６号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

（補助金の経理）

第９条　事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助対象事業に関する書類を、補助対象事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（調査等）

第10条　知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び交付決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和４年７月15日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和４年10月14日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和５年７月27日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和５年12月20日から施行する。

別表

（補助対象期間・交付申請期日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象期間 | 交付申請期日 |
| 「第１期」 | 令和５年４月１日から令和５年９月30日 | 令和５年10月31日 |
| 「第２期」 | 令和５年10月１日から令和６年３月31日 | 令和６年１月31日 |